

マナーからルールへ。



たばこを吸わないみんなを
煙から守るために
新しい喫煙ルールが
できたんよ!!

なくそう!
望まない受動喫煙。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

喫煙できる場所には、
従業員やアルバイトでも、
20歳未満は入れないさっかん!



喫煙設備のあるお店は、
外からすぐに分かるけん
安心なんよ!

何も標識がない
施設は禁煙なん
ターク!



多くの人利用する全ての施設において、
原則屋内禁煙となります。



20歳未満の方は、喫煙エリアには立入
禁止となります。

最大
50万円

違反者には、罰則(過料)が適用される
ことがあります。



喫煙室の
ある場合も

喫煙室がある店舗や施設もあります。



喫煙場所が
標識付け

喫煙室がある場合は必ず標識が掲示され
ています。



喫煙所 喫煙喫煙

施設館内全面禁煙 と致します。

尚、喫煙場所におきましては、
駐車場側入り口横とコース側の
2か所に指定しておりますの
で、それ以外の場所での喫煙は
ご遠慮くださいませ。

何卒、ご協力の程宜しくお願い
致します。